

競争入札設計図書等に関する回答書

令和 6年 6月10日

福島県南会津建設事務所長 佐藤 敬

工事（委託業務）番号	第24-41360-0070
工事（委託業務）名	設計業務委託（道維・補助）
質 問 事 項	
<p>1. 入札公告における「2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項」の「企業の実績（コンサルタント登録規程等による登録）」に「建設コンサルタント登録規程による「道路」、「鋼構造及びコンクリート」及び「施工計画・施工設備及び積算」部門の建設コンサルタント登録」とありますが、①建設コンサルタントの「道路」、②同「鋼構造及びコンクリート」③同「施工計画・施工設備及び積算」のうち、①②③のいずれかが必要なのか、①②③すべて必要なのか質問いたします。</p> <p>2. 同じく、「配置予定技術者の実績（特定資格等）」において、技術士：建設部門（科目：「鋼構造及びコンクリート」、「道路」又は「施工計画・施工設備及び積算」）とありますが、技術士：建設部門①「鋼構造及びコンクリート」、②同「道路」、③同「施工計画・施工設備及び積算」のうち、①②③のいずれかが必要なのか、①が必須でかつ②③のいずれが必要なのか質問いたします。</p> <p>3. 別記2 測量等委託業務総合評価点評価基準（標準型） 《特記事項》同種・類似業務について 類似業務：橋長100m以上の橋梁詳細設計 とありますが、 橋梁補修設計も含まれているという認識でよろしいでしょうか。</p> <p>4. 施工内訳表の「施工 第0-0003 号表」から「施工 0-0006 号表」に記載の電子計算機使用料2%の対象額は、「公表歩掛の直接人件費」でしょうか、それとも「補正係数を乗じた直接人件費」でしょうか。</p> <p>5. 施工内訳表の「施工 第0-0008 号表」から「施工 0-0011 号表」に記載の電算機使用料1%の対象額は、「公表歩掛の直接人件費」でしょうか。また、単位当たりの金額を算出するには電算機使用料にも「全体割増」を乗ずるのでしょうか。</p> <p>6. 施工内訳表の「施工 第0-0008 号表」から「施工 0-0011 号表」に記載の補正係数（%）は、数量標記に直しまして、小数点第3位のまま乗ずるのでしょうか、それとも小数点第3位で四捨五入して小数点第2位を乗ずるのでしょうか。</p>	

## 回 答 事 項

1. 入札公告における「2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項」の「企業の実績（コンサルタント登録規程等による登録）」につきましては、「道路」「鋼構造及びコンクリート」「施工計画・施工設備及び積算」の全てとしております。
2. 入札公告における「2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項」の「配置予定技術者の実績（特定資格等）」につきましては、「鋼構造及びコンクリート」「道路」「施工計画・施工設備及び積算」のいずれかを有する者としております。
3. 同種・類似業務における「類似業務」につきましては、橋梁補修設計は含めないものとしております。
4. 電子計算機使用料 2%の対象額は、「公表歩掛の直接人件費」です。
5. 電算機使用料 1%の対象額は、「公表歩掛の直接人件費」です。  
また、単位当たりの金額を算出するには電算機使用料にも「全体割増」を乗じます。
6. 補正係数（%）は、数量標記に直し、小数点第 3 位のまま乗じます。